## 保育園の今後の方向性について



- ・平出保育園の再整備について
- ・職員配置について
- ・育休退園について
- ・保育料について
- ・町内 6 保育園の園児数

子育て応援課こども保育係



### 平出保育園の再整備について

#### 【進捗状況】

老朽化が進む平出保育園の今後の方向性については、2021年に策定した「保育園個別施設計画」におきまして、「辰野東小学校への併設」または「東部保育園との統合」の2案を示し、これまで地元平出区や保護者等関係者の皆さまと検討を進めてまいりましたが、未だ合意形成には至っておりません。

保育園個別施設計画策定以降、国ではこども家庭庁の創設など、コロナ禍の影響等で予想以上に進む少子化のなか、こども・子育てを取り巻く情勢は大きく変化しておりますので、その点も検討が必要です。

辰野町の今後の人口推計(社人研推計)によれば、2023年に17,820人の人口は、2035年に14,828人、2050年に至っては11,518人と、大幅な減少が推計されています。町の出生数は年間100人を割り2021年は75人にまで落ち込みました。

令和5年度、町内保育園へ入園している3歳児は100人(中央保37人、羽北保18人、新町保13人、平 出保8人、小野保4人、東部保20人)です。

今年度の平出保育園の園児数は全員で41人ですが、令和6年度は32人(入園予定数)と大幅に減少します。なお、令和6年度平出区在住で東部保育園へ通う予定の子どもは28人です。平出区の半数近くの方が東部保育園を選択しており、東部保育園の全園児数の3分の1を平出区の子どもたちが占める状況です。

保育園個別施設計画では、再整備手法の比較検討を行った結果、「東小学校への併設」または「東部保育園との統合」の2案に絞り、検討を進めてきました。「東小学校への併設」につきましてはスペースが不足する問題から設備などが十分に備えられない状況であること、保育士からは保育の難しさや負担が増すこと、教員からは学校の活動に制限がかかることなど様々な制約があることを心配する声が多かったことに加え、需要が高い未満児保育の受入れも困難であることから理解が得られなかった経過があります。尚、東部保育園は環境が整っており、定員に空きがあることから平出保育園の園児の受入れが可能ですので「東部保育園との統合」は有効な手段と考えています。

町では「保育園個別施設計画」を基本に、引き続き、地元関係者の皆さまや子ども・子育て会議に出席している皆さんのご意見を伺いながら今後の方向性を見出していきたいと考えています。

#### 【これまでの経過】

- 昭和58年 現在の平出保育園新築
- 平成25年 平出保育園を考える庁内会議発足
- 平成26年 平出区から要望書の提出(長時間保育の新設、乳幼児保育の開設、移転新築等)
- 平成27年 平出保育園、長時間保育開始
- 平成29年 平出区あり方検討委員会発足
- 平成31年 平出区から要望書提出(東小学校との複合化等)
- 令和 2年 小学校と複合化を行なっている保育園視察
  - (横浜市 SUNはるかぜ保育園、世田谷区 青い空保育園)

#### 令和 3年

- 3月「辰野町保育園個別施設計画」、「未来に向けた新しい保育・教育モデル整備基本構想」策定
- 5月 辰野町保育園保護者協議会 各保育園保護者会長・園長へ説明
- 8月 辰野町子ども・子育て会議 委員の皆さん12名へ説明
- 9月・10月 保育士向け現地視察・説明 園長を除く正規保育士37名出席、アンケート実施36名回答
- 10月 平出保育園保護者対象説明会 42世帯中10名出席 アンケート実施
- 10月 辰野町保育園保護者協議会対象(各保育園の保護者会長) 平出保育園・東小学校・東部保育園の視察実施
- 11月 平出区へ平出保育園の移転に関する要望書への回答
- 12月 平出区未就園児の保護者・在園児の保護者へ現地視察と説明会 7名出席
- 12月 東小学校教職員の皆さんヘアンケートの実施 17人回答

#### 令和 4年

- 5月 竜東地区対象最終説明会 (会場:東小学校) 17名出席
- 10月 平出区から平出保育園の移転に関する再度の要望書

#### 令和 5年

- 12月 平出区へ平出保育園の移転に関する要望書への回答
- 本日 辰野町子ども・子育て会議意見聴取



## 保育士の配置基準の変更(令和6年4月から) お子さん一人ひとりに寄り添うため手厚い保育士配置!

昨年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、4・5歳児の職員配置基準について最低基準の改正を行うこととされていることを受け、保育所等における3歳児及び4・5歳児の配置基準について改正を行います。

町では、令和6年度から保育園の保育士配置基準を引き下げ、ゆとりを持った丁寧な保育を行ないます。 子どもたちが伸び伸びと成長でき、保護者も安心して子どもを預けられるような環境を整えます。

#### 【事業内容】

4・5歳児の配置基準 園児30人に対し保育士1人 ⇒ 園児25人に対し保育士1人

3歳児の配置基準 園児20人に対し保育士1人 ⇒ 園児15人に対し保育士1人

1歳児の配置基準 園児6人に対し保育士1人 ⇒ 園児5人に対し保育士1人(町独自)

#### 【実施時期】

令和6年4月1日



# 育児休業に伴う退園の取り扱いが変わります育休退園制度の廃止(令和6年4月から)

#### 【育休退園制度の廃止について】

「育休退園」制度とは、育児休業を取得した場合、休業期間中は「家庭での保育が可能」との判断から、保育園に預けている上の子どもが退園する制度です。

町では、これまで保護者の方が育児休業を取得した場合、「育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる場合」について入園の適用条件としてきました。3歳以上児は、クラスの定員に空きがあれば入園が認められていますが、3歳未満児は認められていませんでした。3歳未満児については、保護者が保育を必要とする事由の「妊娠・出産」に該当するため、「産後6ヶ月後の月末まで」の期間を保育園でお預かりし、その後退園とさせていただいています。しかし、子どもを育てる環境の変化からか保護者は次のような不安を抱えています。

- ①上の子と生後間もない下の子の面倒を見る負担が大きい。
- ②育休終了時に2人の子どもを同時入園させることができるかという不安をかかえる。
- ③上の子が保育者や友だちとの関係から離れ、それまで得ていた遊びの場や機会を失う。 このようなことから保護者の子育ての不安解消に向け一部条件の見直しを行います。

#### 【見直し内容】

保護者の育児休業取得に伴い、保育園を利用している上の子どもが退園となる育休退園制度の運用について3歳以上児のみに認めていた継続利用を、全年齢児で、保護者が希望する場合は、継続利用できることとします。※妊娠・出産の適用条件は現状どおりです。

#### 【見直しの時期】 令和6年4月1日



## 多子世帯や低所得世帯の保育料を軽減し 子育て家庭の経済負担を軽減(令和6年4月から)

国の無償化対象外となっている3歳未満児の保育料について、多子世帯や低所得世帯の保育料を軽減し、子育て家庭の経済的負担を支援します。これは県の子育て家庭応援プランの取り組みで、県からの補助金を受け実施します。

#### 【事業内容】

保育園に子どもが2人以上入園(いわゆる同時入園要件)している場合、第3子以降は無償、第2子は半額としています。これまで同時入園に関わらず第3子以降の保育料軽減を支援していましたが、補助上限額を撤廃し第3子以降を無償化、第2子を半額とするとともに、低所得世帯向け制度を設けます。

区分	内容
多子世帯	市町村民税57,700円(年収360万円相当)以上世帯 第3子 無償化(現行の月額6,000円上限を撤廃) 第2子 半額 ※国制度の同時入園要件等によりすでに軽減されている世帯を除く
低所得世帯	市町村民税57,700円(年収360万円相当)未満世帯 第2子 無償化 第1子 半額 ※国制度の低所得世帯・ひとり親世帯等への軽減施策によりすでに軽減されている世帯を除く

#### 【実施時期】

令和6年4月1日

#### 保育園の園児数の推移 (各年4月1日現在 R6は予定)

- ・年度途中に入園する児童が40人程度います。
- ・未満児の入園が増加しています。3 歳未満児全体の2分の1程度が入園 しています。
- ・長時間保育利用は入園児全体の半数以上が利用しています。
- ・支援を必要とする園児が増えています

	中央	羽北	新町	平出	小野	東部	合計
H24	175	63	96	43	51	117	545
H25	161	52	87	32	44	121	497
H26	166	46	84	31	46	123	496
H27	172	51	87	29	35	117	491
H28	149	59	79	39	30	120	476
H29	135	53	84	48	36	113	469
H30	131	49	87	44	34	109	454
H31	136	64	75	43	24	86	428
R2	127	56	80	34	28	74	399
R3	126	55	73	44	25	75	398
R4	126	59	68	46	20	74	393
R5	133	63	64	42	24	65	391
R6	114	58	66	32	26	72	368

